

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 資格取得等助成要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、資格取得等を希望する職員に対し助成金を交付することにより、業務遂行能力の向上並びに職員の資質向上を図ることを目的とする。

(助成の対象となる資格取得等)

**第2条** 助成の対象となる資格取得等は、別表の区分の欄に掲げるもののうち、業務執行能力の向上に資すると会長が認めたもの（以下「資格取得等」という。）とする。

2 資格取得等は、会長が認めた期間内に行わなければならない。

(助成に対象となる職員)

**第3条** 助成の対象となる職員は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会職員（正規、非正規を問わない。）とする。

(助成の対象となる経費、助成の額)

**第4条** 助成の対象となる経費、助成金の額等は、別表のとおりとする。

2 同一職員について助成する回数は、1資格につき1回とする。ただし、更新資格等はこの限りではない。

(資格取得等に係る学習等)

**第5条** 資格取得等のための学習等は、勤務時間内に行ってはならない。

(助成の申請)

**第6条** 助成を受けようとする職員は、職員資格取得等助成申請書（様式第1号）に資格取得等に要する費用を示す書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(助成の決定)

**第7条** 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内で助成の可否を決定し、資格取得等助成交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

**第8条** 前条の規定により助成の決定を受けた者は、当該決定に係る資格取得等を行ったときは、職員資格取得等助成金請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、資格取得等を会長が認めた期間内に終了したことを証明する書類及び資格取得等に要した費用を示す書類を添付しなければならない。

（助成金の支払）

**第9条** 会長は、前条第1項の請求書を受理したときは、口座振込の方法により支払うものとする。

（助成金の返還）

**第10条** 会長は、職員が偽りその他不正な手段によりこの要綱による助成金の支払を受けたと認めるときは、当該職員から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

2 この要綱は、平成27年5月1日に改正し、平成27年4月1日より実施する。

別表1（第2条、第4条関係）

資格名	対象経費	助成金の上限額
社会福祉士	通信教育のスクーリングに係る旅費 (最高4回を限度)	100,000円
	受験料、受験に係る旅費(最高1回)	
精神保健福祉士	通信教育のスクーリングに係る旅費 (最高4回を限度)	100,000円
	受験料、受験に係る旅費(最高1回)	
介護福祉士	受験料、受験に係る旅費(最高1回)	30,000円
介護支援専門員	受験料、受験に係る旅費(最高1回)	30,000円
事業を実施するために直接的に必要な資格	受講料、資格取得に係る旅費	実費
その他会長が特に必要と認める資格(最高1回)		30,000円

※ 旅費とは、「役職員等旅費支給規程」第4条、第5条を適用する。

ただし、船賃は最も経済的な方法とし、宿泊料の上限は7,000円とする。

日当の支給は行わない。

平成 年 月 日

社会福祉法人対馬市社会福祉協議会  
会 長 様

所 属  
役職名  
氏 名

印

## 職員資格取得等助成申請書

資格等の名称	
資格取得等予定期間	年 月 日～ 年 月 日
資格取得等の目的	
受講機関及び資格内容	
所要費用	

(添付書類)

資格取得等に要する費用を示す書類

- ・ 通信教育等を受講している場合は、当該の学校の通知書等
- ・ 国家試験等の受験の場合は、受験票等

対社総・企第 号  
平成 年 月 日

様

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会  
会 長 印

社会福祉法人対馬市社会福祉協議会職員資格取得等補助金交付要綱  
第7条の規定により次のとおり決定したので通知します。

資格等の名称	
資格取得等予定期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
資格取得等の目的	
受講機関及び資格内容	
助成金額	

平成 年 月 日

社会福祉法人対馬市社会福祉協議会  
会 長 様

所 属  
役職名  
氏 名

印

対馬市社会福祉協議会職員資格取得等助成要綱第8条の規定により  
助成金を請求します。

記

資格取得等に要する費用の額 円

（振込先口座）

金融機関名	銀行 農協 漁協		本店 支店		種別	普通 当座
	ゆうちょ銀行	店名	店番			
口座番号			フリガナ			
			口座名義人			

※振込を指定する口座の預金通帳の表紙裏のコピーを添付して下さい。